

「環境パートナーシップかわさき」開催運営等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「環境パートナーシップかわさき」の開催、所掌事項、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 川崎市環境基本条例第15条第2項に基づき、市が、市、市民及び事業者の協働による環境についての地域における活動を促進するため、協議組織の整備、相互に交流する機会等に関する支援のための措置を講ずる組織として、「環境パートナーシップかわさき」の開催及び運営等を行う。

(所掌事務)

第3条 「環境パートナーシップかわさき」の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 協働推進組織として、環境問題に関する現状や課題を調査し、改善に向けた仕組みづくりに関する情報交換及び協議を行い、具体的実践活動への反映を促す。
- (2) 交流組織として、既存の各環境関連活動組織の情報交換及び協議により、それぞれ実践活動への反映を促す。
- (3) 情報媒介組織として、環境に関する施策について行政から報告を受け、地域で活動する環境関連活動組織に周知し、具体的実践活動に反映を促す。
- (4) その他環境の保全に関し必要とする事項。

(組織)

第4条 「環境パートナーシップかわさき」は、委員30人以内で次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 市民
- (2) 事業者
- (3) 市職員

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 再任は原則1回限りとする。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(関係者の出席)

第6条 「環境パートナーシップかわさき」は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 「環境パートナーシップかわさき」の庶務は、環境局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、「環境パートナーシップかわさき」の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。